

使用開始日  
2026年4月8日

## One／ティー・ロウ・プライス インフレガード&オポチュニティ・ ファンド (ガードコース(安定)) (モデレートコース(標準)) (オポチュニティコース(積極)) 愛称：IGO

追加型投信／内外／資産複合



※販売会社により取扱いが異なる場合があります。

この目論見書により行う「One／ティー・ロウ・プライス インフレガード&オポチュニティ・ファンド(ガードコース(安定))」、「One／ティー・ロウ・プライス インフレガード&オポチュニティ・ファンド(モデレートコース(標準))」、「One／ティー・ロウ・プライス インフレガード&オポチュニティ・ファンド(オポチュニティコース(積極))」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年4月3日に関東財務局長に提出しております。当該届出書の効力の発生の有無については、委託会社への照会先までお問い合わせください。なお、効力が生じていない場合においては、本書に記載された内容につき訂正が行われる場合があります。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。  
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

### アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号  
設立年月日:1985年7月1日  
資本金:20億円(2026年1月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:22兆5,913億円  
(2026年1月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

### みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## <ファンドの名称について>

各ファンドの略称としてそれぞれ以下のとおり記載する場合があります。

正式名称	略称
One/ティー・ロウ・プライス インフレガード&オポチュニティ・ファンド (ガードコース(安定))	ガードコース(安定)
One/ティー・ロウ・プライス インフレガード&オポチュニティ・ファンド (モデレートコース(標準))	モデレートコース(標準)
One/ティー・ロウ・プライス インフレガード&オポチュニティ・ファンド (オポチュニティコース(積極))	オポチュニティコース(積極)

◆上記各ファンドを総称して「One/ティー・ロウ・プライス インフレガード&オポチュニティ・ファンド」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。

## <商品分類および属性区分>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ <sup>※2</sup>
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 <sup>※1</sup> )	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (部分ヘッジ)

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合((株式、債券、不動産投信等)資産配分変更型)」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

## ファンドの特色

**1** One/ティー・ロウ・プライス インフレガード&オポチュニティ・ファンドは、長期的にわが国のインフレ率<sup>(\*1)</sup>を上回る資産の成長をめざします。運用目標が異なる3つのコースから選択できます。

- お客さまの資産形成における目的に応じて、運用目標が異なる以下の3つのコースに分かれたファンドを選択することができます。

ファンド	運用目標
ガードコース(安定)	わが国のインフレ率 <sup>(*1)</sup> を長期的に年率1%程度上回るリターン <sup>(*2)</sup> をめざして運用を行います。
モデレートコース(標準)	わが国のインフレ率 <sup>(*1)</sup> を長期的に年率2%程度上回るリターン <sup>(*2)</sup> をめざして運用を行います。
オポチュニティコース(積極)	わが国のインフレ率 <sup>(*1)</sup> を長期的に年率3%程度上回るリターン <sup>(*2)</sup> をめざして運用を行います。

(\*1)わが国の消費者物価指数(総合)を基に計算します。

(\*2)各ファンドおよび投資対象とする投資信託証券の信託報酬等控除後のものです。なお運用目標は長期的にめざす目標であって、その達成を示唆あるいは保証するものではありません。

- 各ファンド間でスイッチングが可能です。

※スイッチング時には、税金および購入時手数料がかかる場合があります。販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合や一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

### ■消費者物価指数およびインフレ率について

- 消費者物価指数は、全国の世帯が購入する家計にかかる財およびサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものです。家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によって、どう変化するかを指数値で示したものになります。総務省により毎月作成・公表されています。
- インフレ率とは、主に財およびサービスの価格等を総合した物価の変動が一定の期間に上昇した割合を示したものをさします。しばしば消費者物価指数などの指標を基に年単位で測定されます。



# ファンドの目的・特色

## 2 世界の様々な資産クラスに投資を行い、リスクを分散しながら運用を行います。

- 各ファンドは、国内株式、国内債券、世界株式<sup>(※3)</sup>、世界債券<sup>(※4)</sup>およびREIT等に実質的に投資します。  
(※3)新興国の株式を含みます。  
(※4)国債、政府保証債、政府機関債、地方債、国際機関債、物価連動債および新興国の債券を含みます。
- 各資産クラスへの投資は、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」<sup>(※5)</sup>といいます。)を通じて行います。  
(※5)すべての指定投資信託証券へ投資するとは限りません。
- 国内・世界の株式・債券戦略の他、想定外のインフレ局面で効果を発揮することが期待される「インフレ関連資産ファンド(ティー・ロウ・プライス インフレ関連資産ファンド(適格機関投資家専用))」を組み入れます。
- インフレ関連資産ファンドでは、主に「リアルアセット関連株式(REITを含みます。)」<sup>(※6)</sup>および物価連動国債などに投資を行います。  
(※6)主に実物資産等(エネルギー、天然資源、不動産、素材、資本財、インフラ、コモディティ等)に関連した事業(建設、輸送、公共サービス関連事業を含みます。)を行う企業の株式を指します。
- 指定投資信託証券は、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直し(指定投資信託証券の運用実績等を踏まえた指定投資信託証券の大幅な変更を行う場合や各指定投資信託の投資比率における大幅な変更を含みます。)を行います。この際、指定投資信託証券としていた投資信託証券が指定から外れることや、新たな投資信託証券を指定投資信託証券とする場合もあります。
- 投資信託証券の組入比率は原則として、高位を維持します。
- 実質組入外貨建資産については、各ファンドもしくは指定投資信託証券において対円で為替ヘッジを行う場合があります。

## 3 日本のインフレ局面を様々な観点から分析し、実質的な資産配分を決定します。

- わが国における過去の多様なインフレ局面について精緻な分析を行い、インフレ関連資産ファンドを含めた指定投資信託証券に対して機動的に最適と考えられる資産配分を行うことで、多様なインフレ環境においても信託財産の保全や成長をめざします。



# ファンドの目的・特色

**4** 指定投資信託証券の選定や各投資信託証券への投資比率の決定にあたっては、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社(以下「ティー・ロウ・プライス・ジャパン」)<sup>(\*)</sup>の投資助言を受けて決定します。

- 長期的な視点における市場環境の見通しやわが国のインフレ動向に基づき、各ファンドにおける運用目標を踏まえて、実質的な資産クラスの資産配分比率を決定します。わが国のインフレ動向の判断は原則として毎月1回行います。
- 指定投資信託証券のすべてまたは一部にアクティブ戦略の投資信託証券を組み入れることによって、リターンの向上をめざします。

(\*)ティー・ロウ・プライス・ジャパンは、1937年に設立され米国ボルティモアを本拠に世界で業務展開するティー・ロウ・プライス・グループ(以下「ティー・ロウ・プライス」)の日本拠点です。

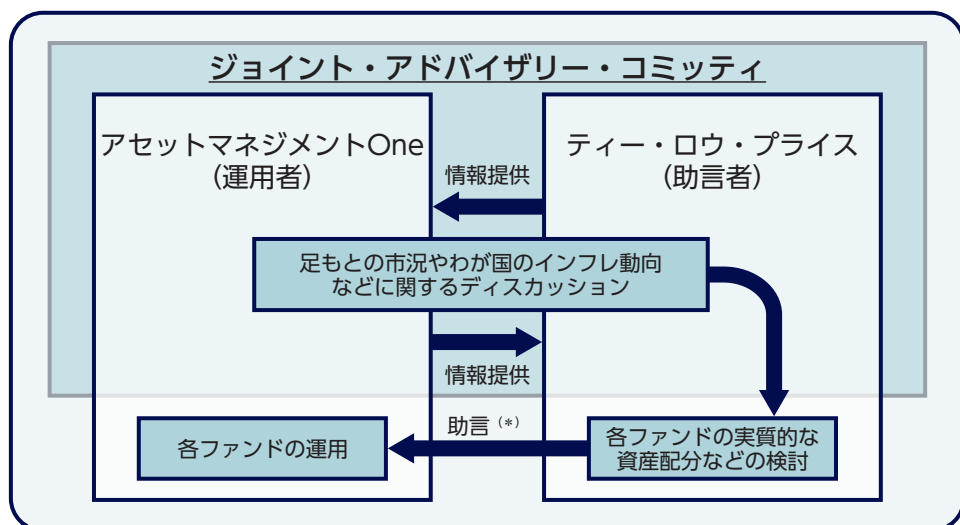
## ■ ティー・ロウ・プライスについて

- ティー・ロウ・プライスは、80年以上の歴史を持つ老舗の資産運用会社で、長い歴史の中で培われた信頼性と実績は、多くの投資家から高い評価を受けています。
- 幅広い資産クラスにわたり、独自のリサーチによるアクティブ運用を強みとし、マルチアセット運用においても30年を超える実績を有しています。

**5** 委託会社は、ティー・ロウ・プライスとの協働で開催する運用会議である「ジョイント・アドバイザー・コミッティ」(以下「JAC」)を活用します。

- JACにおいては、委託会社とティー・ロウ・プライスとの間で、足もとの市況やわが国のインフレ動向ならびにインフレ動向に応じた各資産の見通しなどに関するディスカッションを行います。
- ティー・ロウ・プライス・ジャパンは、JACにおけるディスカッションを踏まえながら、わが国のインフレ動向を判断します。

各ファンドにおける協働のイメージ図



(\*) 助言内容の決定はティー・ロウ・プライス・ジャパンが行います。

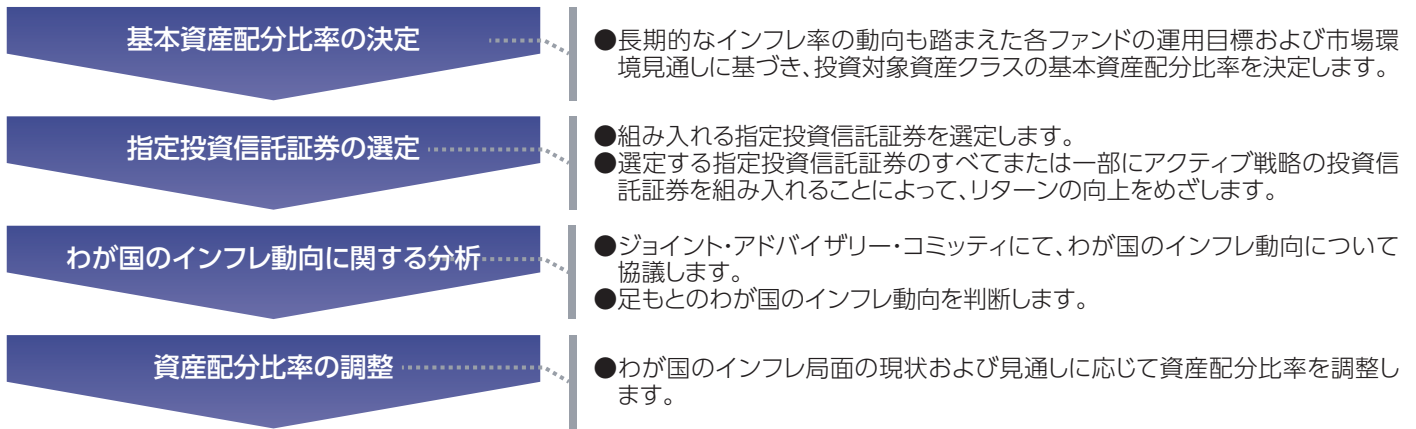
- ・ジョイント・アドバイザー・コミッティ(JAC)はアセットマネジメントOne株式会社とティー・ロウ・プライスの協働のために定期的開催する運用会議です。
- ・各ファンドの実質的な資産配分などに関する助言は、JACの成果であるディスカッションや知見を有力な材料として踏まえ、ティー・ロウ・プライス・ジャパンからアセットマネジメントOne株式会社に示されます。

※JACの内容は、有価証券届出書提出日(2026年4月3日)時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 運用プロセス

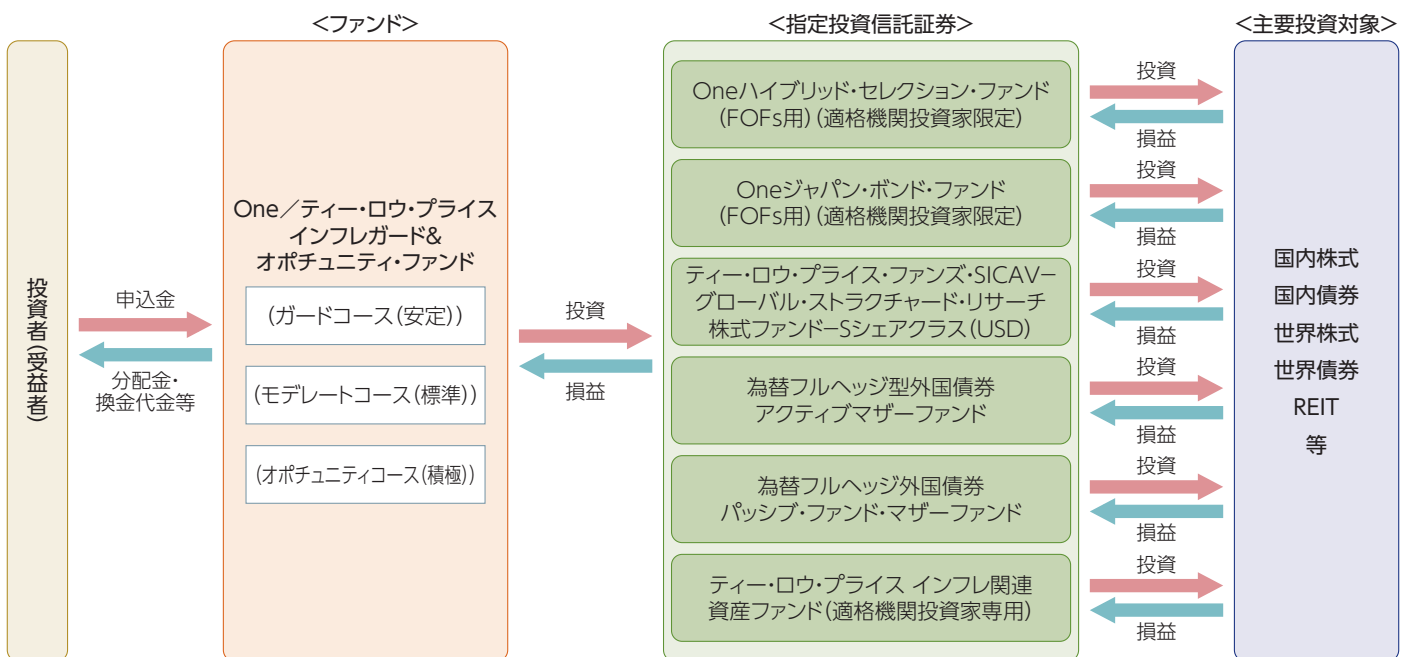


※運用プロセスは、有価証券届出書提出日(2026年4月3日)時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

## ■ ファンドの仕組み

各ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組入れて運用する仕組みを一般に「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



※有価証券届出書提出日(2026年4月3日)時点のものです。

※指定投資信託証券は、定性・定量評価等を勘案して、適宜見直し(指定投資信託証券の運用実績等を踏まえた指定投資信託証券の大幅な変更を行う場合や各指定投資信託の投資比率における大幅な変更を含みます。)を行います。この際、指定投資信託証券としての投資信託証券が指定から外れることや、新たな投資信託証券を指定投資信託証券とする場合もあります。

※すべての指定投資信託証券へ投資するとは限りません。

※指定投資信託証券の概要については、後掲「追加的記載事項」をご参照ください。



# ファンドの目的・特色

## ■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。なお、指定投資信託証券を通じて実質的に行うデリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 指定投資信託証券を通じて実質的にまたは直接行う外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 1発行体等あたりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

## ■ 分配方針

年1回の決算時(毎年2月28日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



# ファンドの目的・特色

## 追加的記載事項

■各ファンドが投資対象とする指定投資信託証券の概要(有価証券届出書提出日(2026年4月3日)現在)

ファンド名	Oneハイブリッド・セレクション・ファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)
投資形態	国内籍投資信託(適格機関投資家私募)
主要投資対象	ハイブリッド・セレクション・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券
投資態度	①主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式に実質的に投資し、信託財産の成長を目的として運用を行います。 ②株式の実質組入比率は、高い水準で弾力的に調整します。 ③株式の実質組入比率を調整するため、株価指数先物取引やオプション取引を行うことがあります。 ④非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ⑤当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ②株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③外貨建資産への投資は行いません。 ④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑥1発行体等あたりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
運用会社 (委託会社)	アセットマネジメントOne株式会社
信託報酬	以下により計算される①と②の合計額とします。 ①ファンドの純資産総額に対して、年率0.044%(税抜0.04%)の率を乗じて得た額 ②投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの品賃料のうちファンドに属するとみなした額に55%(税抜50%)未満の率*を乗じて得た額 *2026年5月27日現在は、品賃料の49.5%(税抜45%)以内になります。 品賃料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取ります。



# ファンドの目的・特色

ファンド名	Oneジャパン・ボンド・ファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)
投資形態	国内籍投資信託(適格機関投資家私募)
主要投資対象	DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券
投資態度	<p>①主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債に実質的に投資し、NOMURA-BPI総合を中長期的に上回ることを目標に運用を行います。</p> <p>②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>③当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。</p>
主な投資制限	<p>①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>②株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%未満とします。</p> <p>③外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑤デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</p> <p>⑦1発行体等あたりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。</p>
運用会社(委託会社)	アセットマネジメントOne株式会社
信託報酬	<p>以下により計算される①と②の合計額とします。</p> <p>①ファンドの純資産総額に対して、年率0.044%(税抜0.04%)の率を乗じて得た額</p> <p>②投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの品賃料のうちファンドに属するとみなした額に55%(税抜50%)未満の率*を乗じて得た額</p> <p>*2026年5月27日現在は、品賃料の49.5%(税抜45%)以内になります。</p> <p>品賃料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取ります。</p>
ファンド名	ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAV-グローバル・ストラクチャード・リサーチ株式ファンド-Sシェアクラス(USD)
投資形態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託(米ドル建て)
主要投資対象	世界の株式(エマージング・マーケットを含みます。)等
投資態度	<p>・当ファンドは、主にティー・ロウ・プライス*のグローバル・リサーチ・アナリストチームが推奨した企業の株式で構成される幅広く分散されたポートフォリオにポートフォリオ・マネジャーの判断のもと投資します。</p> <p>*投資顧問会社およびその関連会社をいいます。</p> <p>・ファンダメンタルズ分析を用いた独自のグローバル・リサーチ・プラットフォームを活用します。</p> <p>・ファンダメンタルズ分析と体系化されたポートフォリオ構築を組み合わせます。</p>
主な投資制限	<p>・同一企業の発行する株式等への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。</p> <p>・有価証券の空売りは行いません。</p> <p>・純資産総額の10%を超える借入れは行いません。</p>
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
信託報酬	<p>運用報酬はかかりません。</p> <p>※運用報酬は、「One/ティー・ロウ・プライス インフレガード&amp;オポチュニティ・ファンド」の委託会社の報酬に含まれています。</p> <p>管理事務代行報酬:ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAVの資産の最大年0.01%、最低年0.003%、またはサブファンド毎に年27,000米ドルの高い方</p> <p>保管費用:保管される資産額に応じて、最大年0.017%、最低年0.0005%</p> <p>※上記に関わらず、管理事務代行報酬および保管費用の上限は、当シェアクラスの純資産総額の年0.10%以内とします。</p> <p>※年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。</p>
スイングプライス	ファンドの買付け、売却がポートフォリオに重要な影響を与えられとされる場合、予想される取引スプレッド、コスト、その他の要因を考慮して、その売買価格が調整されることがあります。



# ファンドの目的・特色

ファンド名	為替フルヘッジ型外国債券アクティブマザーファンド
投資形態	国内籍投資信託(親投資信託)
主要投資対象	日本を除く世界主要国の公社債
投資態度	<p>①FTSE世界国債インデックス(除く日本)採用国の自国通貨建ての国債、政府保証債、政府機関債、地方債、および国際機関債を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジあり)を上回る投資成果をめざします。なお、国債以外の組入公社債については、S&amp;P社またはMoody's社でAA-(Aa3)以上の格付けが付与された公社債を投資対象とします。</p> <p>②構造分析(人口動態および政治・経済・社会)により大局観を構築し金融市場の長期トレンドを認識したうえで、循環分析(景気・物価循環および政策(金融・財政・為替等))および市場分析(金融市場)を併せて行うことで中期および短期トレンドにも配慮した運用戦略を構築します。</p> <p>③運用戦略は、(i)通貨別金利戦略、(ii)残存期間別金利戦略(イールドカーブ)、(iii)クレジット戦略の各々について策定し、収益源泉を適正に分散することで安定的に収益の積み上げを図ります。</p> <p>④組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。</p>
主な投資制限	<p>①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%未満とします。</p> <p>②外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>③投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>④デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>⑤外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</p> <p>⑥1発行体等あたりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。</p>
運用会社(委託会社)	アセットマネジメントOne株式会社
信託報酬	ありません。

ファンド名	為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
投資形態	国内籍投資信託(親投資信託)
主要投資対象	海外の公社債
投資態度	<p>①主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジあり)」に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>②外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>③外貨建資産の為替リスクは原則フルヘッジとします。</p>
主な投資制限	<p>①株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りします。</p> <p>②株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>③同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>④同一銘柄の転換社債等への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑤外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>⑥有価証券先物取引等を行うことができます。</p> <p>⑦スワップ取引を行うことができます。</p> <p>⑧金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。</p> <p>⑨外国為替予約取引を行うことができます。</p> <p>⑩デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>⑪外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</p> <p>⑫1発行体等あたりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。</p>
運用会社(委託会社)	アセットマネジメントOne株式会社
信託報酬	ありません。



# ファンドの目的・特色

ファンド名	ティー・ロウ・プライス インフレ関連資産ファンド(適格機関投資家専用)
投資形態	国内籍投資信託(適格機関投資家私募)
主要投資対象	ティー・ロウ・プライス インフレ関連資産マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券
投資態度	<p>①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各国(エマージング・マーケットも含まれます。)の上場会社の普通株式および優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)、欧州預託証券(EDR)、グローバル預託証券(GDR)といった株式関連の証券(不動産投資信託証券(REIT)を含みます。)、ならびに国債および社債等の債券へ投資をします。</p> <p>②マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各国(エマージング・マーケットも含まれます。)のリアルアセット関連株式*(不動産投資信託証券(REIT)を含みます。)、債券(物価連動債を含みます。)等、日本におけるインフレ環境下での資産の保全や成長が見込める対象に投資を行います。</p> <p>※当ファンドにおいて「リアルアセット関連株式」とは、実物資産等(エネルギー、天然資源、不動産、素材、資本財、インフラ、コモディティ等)に関連した事業(建設、輸送、公共サービス関連事業を含みます。)を行う企業の株式をいいます。</p> <p>③マザーファンド受益証券において、業種配分等に関しては日本のインフレ環境を考慮し、銘柄選択に関しては個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス*のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。</p> <p>*委託会社およびその関連会社をいいます。</p> <p>④実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、為替ヘッジによる為替変動リスク低減が必要と判断した場合には実質的に対円での為替ヘッジを行うことがあります。</p>
主な投資制限	<p>①株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>②外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。</p> <p>③デリバティブ取引(法人税法第61条の5第1項に定めるものをいいます。)の利用(実質利用も含みます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを低減する目的、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限定します。</p> <p>④外国為替予約取引の実質利用は、為替変動リスクを低減する目的に限定します。</p> <p>⑤マザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑥一般社団法人資産運用業協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>⑦1発行体あたりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。</p>
運用会社(委託会社)	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
信託報酬	純資産総額に対して年率0.638%(税抜0.58%)

## 指数の著作権等

- NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。



# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。  
また、投資信託は預貯金と異なります。

### 資産配分 リスク

**資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。**

投資に際して資産配分を行う場合には、一般に当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響をおよぼします。各ファンドは、国内外の株式、債券、リート等に資産配分を行います。配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

### 株価変動 リスク

**投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。**

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や各ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

### 金利変動 リスク

**金利の上昇は、基準価額の下落要因となる可能性があります。**

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利変動は、公社債・株式・リート等の各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があり、基準価額を下落させる要因となる可能性があります。

### 不動産投資 信託証券 (リート)の 価格変動 リスク

**リーートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。**

リーートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向、関係法令・規制等の変更等の影響を受けます。また、老朽化・災害等の発生による保有不動産の滅失・損壊等が発生する可能性があります。各ファンドが実質的に投資するリーートの市場価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

### 為替変動 リスク

**為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。**

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。各ファンドおよび各組入投資信託証券は、各々の運用方針に基づき、実質組入外貨建資産について対円での為替ヘッジを行う場合があります。為替ヘッジを行わない実質組入外貨建資産については、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。為替ヘッジを行う場合は、為替リスクは低減されますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。



# 投資リスク

## 信用 リスク

**投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。**

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。各ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、各ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

## 流動性 リスク

**投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。**

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

## カントリー リスク

**投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。**

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。各ファンドは実質的に新興国の株式、債券にも投資を行う場合があります。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場、債券市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場、債券市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



# 投資リスク

## その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
  - 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
  - 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 各ファンドは、一部マザーファンドに投資を行います。そのため、各ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、各ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。
- 「One/ティール・ロウ・プライス インフレガード&オポチュニティ・ファンド」を構成する各ファンド間でスイッチングを行うことができます。ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 各ファンドは運用目標を設定しております。運用目標は長期的にめざす目標であって、その達成を示唆あるいは保証するものではありません。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



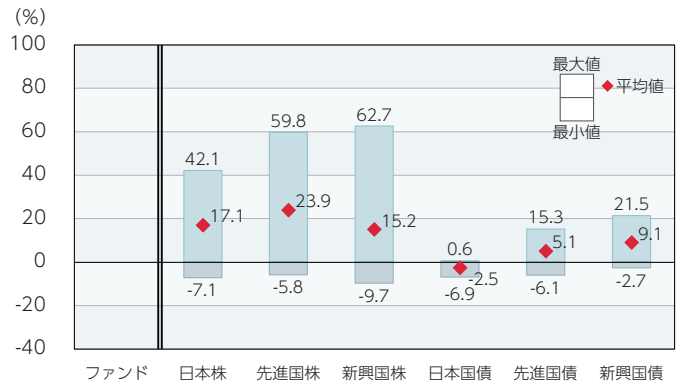
# 投資リスク

## <参考情報>

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。  
代表的な資産クラス:2021年2月~2026年1月

\*有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率はありません。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



# 運用実績

有価証券届出書提出日現在、各ファンドの運用実績はありません。

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

## 分配の推移

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## 年間収益率の推移

該当事項はありません。

※各ファンドにはベンチマークはありません。



# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	当初申込期間:1口=1円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
申込締切時間	当初申込期間:販売会社の営業時間中とします。 継続申込期間:原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	当初申込期間:2026年4月20日から2026年5月25日まで 継続申込期間:2026年5月26日から2027年6月1日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	申込日が以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨーク証券取引所の休業日</li> <li>・ロンドン証券取引所の休業日</li> <li>・フランクフルト証券取引所の休業日</li> <li>・ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ロンドンの銀行の休業日</li> <li>・フランクフルトの銀行の休業日</li> <li>・ルクセンブルクの銀行の休業日</li> </ul>
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2047年2月28日まで(2026年5月26日設定)
繰上償還	各ファンドが投資対象とする指定投資信託証券のうち、ティール・ロウ・プライス・ファンズ・SICAVとティール・ロウ・プライス インフレ関連資産ファンド(適格機関投資家専用)の両方が存続しないこととなる場合は、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合</li> <li>・各ファンドにおいて純資産総額が30億円を下回ることとなった場合</li> <li>・やむを得ない事情が発生した場合</li> </ul>
決算日	毎年2月28日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンドにおいて5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 各ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	「One/ティール・ロウ・プライス インフレガード&オポチュニティ・ファンド」を構成する各ファンド間で、スイッチング(乗換え)を行うことができます。スイッチングの取扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社にご確認ください。 ※スイッチングの際には、換金時と同様に税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。また、購入時手数料は販売会社が別に定めます。



# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																																	
購入時手数料	購入価額に、 <b>2.2% (税抜2.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。																																
信託財産留保額	ありません。																																
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																																	
運用管理費用 (信託報酬)	<p>以下により計算される①と②の合計額とします。</p> <p>①各ファンドの日々の純資産総額に対して、それぞれ以下の率を乗じて得た額 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>信託報酬率</th> <th>ガードコース (安定)</th> <th>モデレートコース (標準)</th> <th>オポチュニティコース (積極)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>年率0.924% (税抜0.840%)</td> <td>年率1.122% (税抜1.020%)</td> <td>年率1.342% (税抜1.220%)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">内訳(税抜)</td> </tr> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.360%</td> <td>年率0.440%</td> <td>年率0.540%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.450%</td> <td>年率0.550%</td> <td>年率0.650%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.030%</td> <td>年率0.030%</td> <td>年率0.030%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※委託会社の信託報酬には、各ファンドの投資顧問会社(ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社)に対する報酬(年率0.11%(税込))が含まれます。</p> <p>②指定投資信託証券のうち、マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの品賃料のうちファンドに属するとみなした額に55%(税抜50%)未満の率*を乗じて得た額 *2026年5月26日現在は、品賃料の49.5%(税抜45%)以内になります。 品賃料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が運用管理費用(信託報酬)として受け取ります。</p> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき各ファンドから支払われます。</p>	信託報酬率	ガードコース (安定)	モデレートコース (標準)	オポチュニティコース (積極)	総額	年率0.924% (税抜0.840%)	年率1.122% (税抜1.020%)	年率1.342% (税抜1.220%)	内訳(税抜)				委託会社	年率0.360%	年率0.440%	年率0.540%	販売会社	年率0.450%	年率0.550%	年率0.650%	受託会社	年率0.030%	年率0.030%	年率0.030%	支払先	主な役務	委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	信託報酬率	ガードコース (安定)	モデレートコース (標準)	オポチュニティコース (積極)																													
総額	年率0.924% (税抜0.840%)	年率1.122% (税抜1.020%)	年率1.342% (税抜1.220%)																														
内訳(税抜)																																	
委託会社	年率0.360%	年率0.440%	年率0.540%																														
販売会社	年率0.450%	年率0.550%	年率0.650%																														
受託会社	年率0.030%	年率0.030%	年率0.030%																														
支払先	主な役務																																
委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価																																
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価																																
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価																																
各ファンド	<p>以下の範囲で信託報酬がかかります。</p> <p>指定投資信託証券の日々の純資産総額に対して、それぞれ以下の通りの料率*を乗じて得た額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ファンド</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガードコース (安定)</td> <td>年率0.081%~0.215%程度(概算) (税抜0.076%~0.196%程度(概算))</td> </tr> <tr> <td>モデレートコース (標準)</td> <td>年率0.120%~0.256%程度(概算) (税抜0.111%~0.235%程度(概算))</td> </tr> <tr> <td>オポチュニティコース (積極)</td> <td>年率0.127%~0.264%程度(概算) (税抜0.119%~0.243%程度(概算))</td> </tr> </tbody> </table> <p>*有価証券届出書提出日(2026年4月3日)現在</p>	ファンド	料率	ガードコース (安定)	年率0.081%~0.215%程度(概算) (税抜0.076%~0.196%程度(概算))	モデレートコース (標準)	年率0.120%~0.256%程度(概算) (税抜0.111%~0.235%程度(概算))	オポチュニティコース (積極)	年率0.127%~0.264%程度(概算) (税抜0.119%~0.243%程度(概算))																								
ファンド	料率																																
ガードコース (安定)	年率0.081%~0.215%程度(概算) (税抜0.076%~0.196%程度(概算))																																
モデレートコース (標準)	年率0.120%~0.256%程度(概算) (税抜0.111%~0.235%程度(概算))																																
オポチュニティコース (積極)	年率0.127%~0.264%程度(概算) (税抜0.119%~0.243%程度(概算))																																



# 手続・手数料等

<p>運用管理費用 (信託報酬)</p>	<p>指定投資信託証券</p> <p>※上記信託報酬は指定投資信託証券ごとに異なります。</p> <p>※指定投資信託証券の信託報酬率は、指定投資信託証券の想定配分比率等に基づき算出したものです。この値は目安であり、指定投資信託証券の実際の配分比率が変動する可能性や、指定投資信託証券が変更される可能性があることから、指定投資信託証券の信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、信託報酬率は概算で表示しています。指定投資信託証券の信託報酬には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。</p> <p>※指定投資信託証券のうち、ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAVの運用報酬に充当される額を含む管理会社の費用相当額(事務管理費用、保管費用等を除く)は、当該外国投資信託証券の資産からは支払われません。ただし、各ファンドの純資産総額の年率0.05%~0.07%(有価証券届出書提出日(2026年4月3日)現在)が、各ファンドの委託者報酬からティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAVの投資運用会社であるティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへ運用報酬に充当される額を含む管理会社の費用相当額として支払われます。当該費用相当額は、ティー・ロウ・プライス・ファンズ・SICAVの組入状況によって変動します。</p>								
	<p>実質的な負担</p> <p>各ファンドの純資産総額に対してそれぞれ以下の通りの料率*を乗じて得た額</p> <table border="1" data-bbox="619 927 1453 1182"> <thead> <tr> <th>ファンド</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガードコース (安定)</td> <td>年率1.005%~1.139%程度(概算) (税抜0.916%~1.036%程度(概算))</td> </tr> <tr> <td>モデレートコース (標準)</td> <td>年率1.242%~1.378%程度(概算) (税抜1.131%~1.255%程度(概算))</td> </tr> <tr> <td>オポチュニティコース (積極)</td> <td>年率1.469%~1.606%程度(概算) (税抜1.339%~1.463%程度(概算))</td> </tr> </tbody> </table> <p>*有価証券届出書提出日(2026年4月3日)現在</p> <p>※上記は、ファンドの信託報酬率と指定投資信託証券の信託報酬率を合わせた実質的な信託報酬率の概算です。</p> <p>※指定投資信託証券で有価証券の貸付を行った場合においては、その品貸料の一部が実質的な信託報酬率に加算されます。</p>	ファンド	料率	ガードコース (安定)	年率1.005%~1.139%程度(概算) (税抜0.916%~1.036%程度(概算))	モデレートコース (標準)	年率1.242%~1.378%程度(概算) (税抜1.131%~1.255%程度(概算))	オポチュニティコース (積極)	年率1.469%~1.606%程度(概算) (税抜1.339%~1.463%程度(概算))
ファンド	料率								
ガードコース (安定)	年率1.005%~1.139%程度(概算) (税抜0.916%~1.036%程度(概算))								
モデレートコース (標準)	年率1.242%~1.378%程度(概算) (税抜1.131%~1.255%程度(概算))								
オポチュニティコース (積極)	年率1.469%~1.606%程度(概算) (税抜1.339%~1.463%程度(概算))								
<p>その他の費用・手数料</p>	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・信託事務の処理に要する諸費用</li> <li>・外国での資産の保管等に要する費用</li> <li>・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等</li> </ul> <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※投資対象とする指定投資信託証券においては、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>								

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。



# 手続・手数料等

## ■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

ファンドは運用を開始していないため、開示できる情報はありません。(有価証券届出書提出日現在)